彩の国
埼玉県

埼玉県収入証紙の代金を返金します

⚠ 国の「収入印紙」とは異なります。御注意ください。
令和10年12月末を過ぎると返金ができなくなります。

❶事前確認と準備

- お手元に収入証紙がある。
- 「**埼玉県収入証紙**」と書かれている。
- 未使用で、著しい汚れや欠損が無い。
- 県ホームページ等で「**埼玉県証紙返還・証紙代金還付申請書**」を入手し、必要事項を記入した。

❷郵送申請

コバトン

- 申請書と証紙を郵送。

【郵送先】
〒330-9301（住所は記入不要です）
出納総務課　経理・調整担当

❷直接申請

さいたまっち

- 申請書と証紙を直接提出。

【直接申請窓口（平日9時から17時まで）】
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁別館2階　出納総務課

❸返金（口座振込）

- 申請者**御本人の口座に返金**します。
- 申請の受理から返金まで2週間から1か月程度お時間をいただきます。

【お問合せ先】 埼玉県出納総務課
048-830-5714
a5710-02@pref.saitama.lg.jp

申請書は郵送でもお届けできます。
御相談ください。

申請書はこちらから
埼玉県HP
「収入証紙の返還」